

新たな財源の制度概要（案）について

1) 課税団体

小樽市

2) 税目名

観光振興を推進するという特定目的のために課し、地方公共団体が条例で制定することができる法定外目的税による財源確保が適当であり、対象者の捕捉の容易性（入域行為への課税等と比べ、宿泊税は制度的に簡素であり徴収に係る費用も過大とはならない）及び受益と負担との関係性の観点から「宿泊税」とする。

3) 課税客体

小樽市に所在する旅館業法の許可を受けた「ホテル・旅館」及び「簡易宿所」、並びに、住宅宿泊事業法に規定する「住宅宿泊事業に係る施設（民泊住宅）」への「宿泊行為」とする。

なお、課税客体となる宿泊行為については、宿泊者や宿泊事業者（ホテル・旅館、簡易宿所及び民泊住宅の事業者）の混乱を避けるため、「宿泊」の判断基準を明確に規定する。

4) 課税標準

小樽市に所在する旅館業法の許可を受けた「ホテル・旅館」及び「簡易宿所」、並びに、住宅宿泊事業法に規定する「住宅宿泊事業に係る施設（民泊住宅）」への「宿泊数」とする。

5) 納税義務者

小樽市に所在する旅館業法の許可を受けた「ホテル・旅館」及び「簡易宿所」、並びに、住宅宿泊事業法に規定する「住宅宿泊事業に係る施設（民泊住宅）」への「宿泊者」とする。

6) 税率(税額)

簡素な制度で広く負担を求めることが望ましく、また、宿泊料金によって宿泊者が享受する行政サービスの程度に違いはないことなど、公平性及び応益性の観点から、「定額制（1人1泊200円）」による一律での課税とし、宿泊料金での段階税率は設けない。

7) 徴収方法

納税義務者が宿泊施設の宿泊者であることから、徴収方法は宿泊事業者による「特別徴収」とする。

8) 課税免除について

学校行事として実施する修学旅行等は課税免除とする。一方、宿泊料金による免税点は、行政サービスを享受する方に広く負担を求める観点から設けない。

なお、課税免除を設ける場合、宿泊者や宿泊事業者の混乱を避けるため、対象者の範囲は明確に規定する。

9) 減免等について

天災その他特別な事情がある場合、納税義務者（宿泊者）の減免を認める。

また、特別徴収義務者（宿泊事業者）が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合や、徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認められる場合には、納入義務の免除等を認める。

10) 特別徴収奨励金について

法定外目的税である宿泊税の徴収は、宿泊事業者に新たな事務（特別徴収）を求めことから、事務負担に配慮し、また、決済の仕組み等を踏まえた制度設計とする。宿泊事業者には奨励金（原則：納入額の2.5%、導入時：納入額の3.0%）を支払う制度を設ける。

11) 入湯税との調整について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設などの整備や観光振興のための費用に充てるために設けられた法定の目的税であり、法定外目的税である宿泊税は市が独自に確保する財源として新たな観光振興施策に活用するものであることから、両税（宿泊税・入湯税）の調整や減額は行わない。

12) 課税を行う期間について

条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

13) 導入時期(宿泊税条例施行)について

総務大臣同意後に規則で定める。なお、令和7年4月の導入を目指し準備を進めるが、宿泊税の導入時期については、小樽観光を取り巻く状況の把握に努め、慎重に見極め判断する。

宿泊税は今後の観光振興施策を進める上で必要な財源であり、社会経済の変化に伴う観光需要の不確実性を考慮しつつ、宿泊事業者との意見交換やパブリックコメント、市議会への条例案提出、総務省への同意申請など、導入に向け速やかに手続きを進める。

14) 新たな財源(宿泊税)の主な用途

新たな財源として導入する「宿泊税」は、納税者となる宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊事業者などの十分な理解を得る必要があり、具体的な用途は、協議会の設置などにより関係者の意見を参考に検討する仕組みを構築する。

なお、宿泊税を活用する観光振興施策として、(1)歴史遺産や個性ある景観の保全、(2)観光インフラの整備（ハード）、(3)受入環境の整備（ソフト）、(4)マーケティング等に基づく観光戦略づくりとそれに基づく取組、(5)観光施策推進体制などの強化、(6)特別徴収奨励金、(7)観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立てなどが挙げられる。